

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守すべき事項

一 農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定めることができるものとする。

（第七条の二関係）

二 農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が一の遵守事項を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その業務の方法を改善すべきことを勧告することができるものとする。

（第七条の三第一項関係）

三 農林水産大臣は、二の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

（第七条の三第二項関係）

第二 都道府県が処理する事務

この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、都道府県知事が行うこととすることが

できるものとする。

（第五十三条第一項関係）

第三 罰則の強化

立入検査の忌避等に対する罰則の強化を行うこと。

（第五十七条から第五十九条まで及び第六十二条関係）

第四 その他

一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。ただし、第一及び第二については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。